

愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正について

このことについて、愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部を改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和4年3月28日提出

教育長 長谷川 洋

説 明

この案を提出するのは、一人一人の生徒に、よりきめ細かな指導や支援を行うため、愛知県立旭陵高等学校のサテライト施設を設置することなどに伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

- (1) 一人一人の生徒に、よりきめ細かな指導や支援を行うため、愛知県立旭陵高等学校にサテライト施設を設置することについて所要の改正を行う。
- (2) 民法の一部改正（令和4年4月1日施行）により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、在学中に成年に達することとなる愛知県立高等学校の生徒に係る転学や退学の手続について所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 愛知県立旭陵高等学校のサテライト施設（高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第3条第1項に規定する通信教育連携協力施設）を愛知県立名古屋西高等学校及び愛知県立小牧高等学校に設置する規定を追加する。
- (2) 成年年齢に達した生徒が、転学又は退学を校長に願い出る場合、保護者の署名を要しないものとする規定に改正する。

3 施行期日

令和4年4月1日

愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部を改正する規則

愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（通信教育連携協力施設）

第三条 次の表の上欄に掲げる実施校に同表の中欄に掲げる通信教育連携協力施設（高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第三条第一項に規定する通信教育連携協力施設をいう。以下同じ。）を設けるものとし、当該実施校の通信制の課程に係る収容定員のうち通信教育連携協力施設ごとの定員は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

愛知県立旭陵高等学校	愛知県立名古屋西高等学校	二〇人
	愛知県立小牧高等学校	二〇人

第十二条中「転学又は、」を「転学し、又は」に、「付して保護者連署のうえ」を「付し、並びにその者及びその保護者（その者が成年者である場合は、その者）が署名した書面により、」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(通信教育連携協力施設)

第三条 次表の上欄に掲げる実施校に同表の中欄に掲げる通信教育連携協

力施設(高等学校通信教育規程(昭和三十七年文部省令第三十二号)第三条

第一項に規定する通信教育連携協力施設をいう。以下同じ。)を設けるもの

とし、当該実施校の通信制の課程に係る収容定員のうち通信教育連携協力施

設ごとの定員は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

愛知県立旭陵高等学校		
愛知県立名古屋西高等学校	愛知県立小牧高等学校	
		二〇人
		二〇人

(転学又は退学)

第十二条 生徒は、転学し、又は退学しようとするときは、その理由を付し、

並びにその者及びその保護者(その者が成年者である場合は、その者)が署

名した書面により、校長に願い出なければならぬ。

旧

第三条 削除

(転学又は退学)

第十二条 生徒は、転学又は、退学しようとするときは、その理由を付して

保護者連署のうえ校長に願い出なければならぬ。